（裏面）

（肥料の品質の確保等に関する法律（抄））

第三十条　（略）

２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者若しくは肥料を販売の業として保管する者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

３　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

４　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

５　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

６　第三項及び第四項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

７　第三項及び第四項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

８　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

９　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

10　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

11　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

12　第８項及び第９項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

13　第８項及び第９項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

15　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

16　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

17　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

18　第14項及び第15項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

19　第14項及び第15項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

20　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

21　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

22　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

23　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

24　第20項及び第21項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

25　第20項及び第21項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

26　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

27　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

28　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

29　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

30　第28項及び第29項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

31　第28項及び第29項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

32　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

33　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

34　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

35　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

36　第34項及び第35項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

37　第34項及び第35項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

38　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

39　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

40　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

41　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

42　第40項及び第41項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

43　第40項及び第41項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（略）

第三十条の十三　（略）

２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

３　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

４　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

５　第三項及び第四項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

６　第三項及び第四項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

７　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

８　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

９　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

10　第８項及び第９項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

11　第８項及び第９項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

13　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

14　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

15　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

16　第14項及び第15項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

17　第14項及び第15項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

19　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

20　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

21　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

22　第20項及び第21項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

23　第20項及び第21項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

24　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

25　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

26　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

27　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

28　第26項及び第27項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

29　第26項及び第27項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

31　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

32　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

33　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

34　第32項及び第33項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

35　第32項及び第33項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

36　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

37　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

38　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

39　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

40　第38項及び第39項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

41　第38項及び第39項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

42　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

43　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

44　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

45　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

46　第44項及び第45項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

47　第44項及び第45項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

48　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

49　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

50　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

51　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

52　第50項及び第51項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

53　第50項及び第51項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（略）

第三十条の十四　（略）

２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

３　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

４　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

５　第三項及び第四項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

６　第三項及び第四項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

７　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

８　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

９　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

10　第８項及び第９項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

11　第８項及び第９項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

13　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

14　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

15　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

16　第14項及び第15項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

17　第14項及び第15項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

19　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

20　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

21　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

22　第20項及び第21項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

23　第20項及び第21項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

24　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

25　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

26　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

27　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

28　第26項及び第27項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

29　第26項及び第27項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

31　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

32　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

33　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

34　第32項及び第33項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

35　第32項及び第33項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

36　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

37　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

38　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

39　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

40　第38項及び第39項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

41　第38項及び第39項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

42　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

43　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

44　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

45　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

46　第44項及び第45項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

47　第44項及び第45項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

48　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

49　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

50　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

51　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

52　第50項及び第51項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

53　第50項及び第51項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（略）

第三十条の十五　（略）

２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

３　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

４　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

５　第三項及び第四項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

６　第三項及び第四項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

７　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

８　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内管理人に対し、その業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

９　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

10　第８項及び第９項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

11　第８項及び第９項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務を行う場所に立ち入り、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の検査をさせ、若しくは肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し帳簿書類その他の物件の検査をさせ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

13　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し報告をさせることができる。

14　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者に対し、肥料の製造、販売若しくは保管の業務に関し必要な帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料の無償若しくは最小限の量の試験用見本の提出を求めることができる。

15　農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センター（国内管理人の事務所その他その業務に関係がある場所に立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

16　第14項及び第15項の規定による立入検査等について、それぞれ準用する。

17　第14項及び第15項の規定による立入検査等は、これらの法律の施行に必要な限度において行うものであつて、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肥料業者、肥料の原料の販売の業を行う者又は肥料の製造用器具の販売の業を行う者に対し、肥料、肥料の原料若しくは肥料の製造用器具の提示を求め、又はこれらの者の事業場、倉庫、車両、船舶若しくは